

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

我が国警察庁より、新型コロナの影響を踏まえ、日本の運転免許証の有効期間が満了していない場合に免許を更新する方法や免許証の更新期限が過ぎてしまった場合の措置について、以下の URL において各都道府県の運転免許関係手続等を確認することができるとして、その旨在留邦人の皆様への周知依頼がありました。

警察庁URL

[https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index\\_corona\\_special.html](https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html)

一時帰国中の本邦での手続きの際にご参考いただくとともに、詳細については免許証の住所地を管轄するそれぞれの都道府県警察にご相談ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【お問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail：[sceo.j@pm.mofa.go.jp](mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp)

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>